

(令和7年8月1日適用版)

現場代理人の常駐規定の緩和について

1 常駐規定を緩和できる場合

公益財団法人埼玉県下水道公社（以下、「公社」という。）修繕・工事請負契約約款第10条第2項、公社業務委託契約約款第9条第2項に基づく現場代理人は、請負契約又は委託契約の的確な履行を確保するため、現場への常駐を義務付けているが、次の（1）又は（2）に該当する修繕、工事又は委託（以下、「修繕等」という。）については、発注者との連絡体制を確保した上でこの規定を緩和できるものとする。

（1）実質的に現場が稼働していない期間（常駐を要しない期間）

次のいずれかに該当する期間は、常駐規定を緩和する。

- ア 契約締結後、現場作業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- イ 完成又は完了検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日を含む）も常駐を要しない。）
- ウ 修繕等を全面的に一時中止している期間
- エ 工場整備、工場製作を含む修繕又は工事であって、工場整備、工場製作のみが行われている期間
- オ 施設管理、施設保守に係る業務委託であって、現場調査又は現場作業（資機材等の搬入・搬出する期間を含む）を行わない期間

（2）一定の条件を満たす修繕等（常駐を緩和する修繕等）

次のいずれかに該当する修繕等については、安全管理、工程管理等の修繕等現場の運営、取締り等が困難なものではないとして、常駐を要する期間においても常駐規定を緩和することができる。

- ア 主任技術者を専任で配置する必要のない修繕又は工事（建設業法第26条第3項に該当しない修繕又は工事）
ただし、イ又はウにより主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）の兼務が認められた修繕又は工事と、兼務する修繕又は工事は、イ又はウの修繕又は工事とみなす。
- イ 主任技術者を専任で配置しなければならない修繕又は工事（建設業法第26条第3項に該当する修繕又は工事）であるが、「公益財団法人埼玉県下水道公社修繕等

における技術者の専任に係る取扱い要領」第3条第1項から第3項の要件により、主任技術者の兼務が認められた修繕又は工事

ウ 監理技術者等を専任で配置しなければならない修繕又は工事（法第26条第3項に該当する修繕又は工事）であるが、「公益財団法人埼玉県下水道公社発注修繕等における専任特例監理技術者等の配置に係る要領」第5条の要件（専任特例1号）により、監理技術者等の兼務が認められた修繕又は工事

エ 施設管理、施設保守に係る業務委託

下水道施設維持操作業務委託を除くものとする。

2 現場代理人が兼務できる場合

常駐規定の緩和に伴い、他の修繕等の現場代理人との兼務が可能となるが、現場代理人が兼務できる場合は、次の（1）から（3）を全て満たす場合とする。

ただし、1（2）イ及びウについては、同一の監理技術者等が兼務している修繕又は工事において兼務する場合に限る。

（1）兼務できる修繕等の数について

現場代理人として配置される修繕等のほか、監理技術者等又は連絡員として配置される修繕又は工事の件数を含めて、2件までとする。

ただし、1（2）ア又はエの修繕等の現場代理人が以下の修繕等の役職に配置される場合は、3件までとする。

ア 1（2）ア又はエに示す修繕等の現場代理人

イ 1（2）アに示す修繕又は工事の監理技術者等

ウ 1（2）ウに示す修繕又は工事の連絡員

（2）兼務できる修繕等の現場間の距離等について

以下のとおりとする。ただし、兼務する修繕等の数が3件となる場合は、全ての修繕等において、以下を満たすこと。

ア 「常駐を要しない期間」における兼務については、現場間の距離は問わない。

イ 1（2）ウ以外で現場代理人と主任技術者を兼務している修繕又は工事の場合は、「公益財団法人埼玉県公社修繕等における技術者の専任に係る取扱い要領」で定める修繕等現場の相互の間隔とする。

ウ 1（2）ウで現場代理人と監理技術者等を兼務している修繕又は工事の場合は、「公益財団法人埼玉県下水道公社発注修繕等における専任特例監理技術者等の配置に係る要領」第5条（2）で定める修繕等現場の相互の間隔とする。

(3) 公社、国、地方公共団体又は日本下水道事業団が発注する修繕等

発注者の承諾が得られている場合に限るものとする。

3 入札公告等への常駐規定の緩和を認めるか否かの明示

1 (2) により常駐規定を緩和する場合、又は常駐規定を緩和しない場合は、入札公告等にその旨を明示するものとする。

入札公告等に明示しなかった場合でも、受注者から様式1が提出された場合は、常駐規定を緩和する修繕等か否かを判断し、速やかに受注者に回答しなければならない。

4 兼務する場合の手続き

兼務する修繕等の発注者が公社以外の場合は、受注者から様式1を提出させ、常駐規定の緩和について修繕等の発注者の承諾を得たことを確認するものとする。

また、常駐規定を緩和し現場代理人の兼務を認める場合は、受注者から様式2を提出させるものとする。

5 現場代理人と営業所技術者等の兼務について

(1) 常駐規定の緩和

国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき、営業所技術者等と監理技術者等との兼務が認められた修繕又は工事については、現場代理人の常駐規定を緩和することができるものとする。

(2) 兼務できる修繕又は工事の数について

現場代理人の常駐規定が緩和されている場合に限り、1件までとする。

(3) 兼務する場合の手続き

ア 常駐規定の緩和に関する入札公告等への明示については、3と同様とする。

イ 兼務する場合は、受注者は、様式2により営業所技術者等と監理技術者等との兼務が認められていること及び現場代理人の常駐規定が緩和されていることが確認できる資料を添付して発注者に届け出ることとし、発注者は要件を満たすことを確認するものとする。

ただし、様式2の「修繕・工事・委託の概要」の「修繕・工事・委託名」に「営業所技術者等」、「修繕・工事・委託箇所」に営業所住所を記載し、他の欄は空欄とするものとする。

6 現場代理人と連絡員の兼務について

(1) 同一修繕又は工事について

現場代理人は同一修繕又は工事の連絡員を兼務することができるものとする。ただし、現場代理人と監理技術者等が兼務している場合は兼務できない。

兼務する場合の手続きは要しないものとする。

(2) 他の修繕又は工事について

1 及び 3 の規定に基づき、常駐規定が緩和された修繕等の現場代理人が、他の修繕又は工事の連絡員を兼務することができる場合は、次のア又はイのとおりとする。ただし、他の修繕又は工事の連絡員と監理技術者等が同一となる場合は兼務できない。

ア 1 (2) ア又はエに示す修繕等の現場代理人と連絡員が兼務する場合。なお、兼務できる修繕等の現場間の距離等は、2 (2) アと同様とする。

イ 1 (2) ウに示す修繕又は工事で、同一の監理技術者等が兼務している修繕又は工事で兼務する場合。なお、兼務できる修繕等の現場間の距離等は、2 (2) イと同様とする。

兼務できる修繕等の数は2 (1) のとおりとする。

兼務する場合の手続きについては、4 と同様とする。

様式 1

現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書	
修繕・工事・委託名	
修繕・工事・委託箇所	
契約金額	
現場代理人 氏 名	
上記（修繕／工事／委託）は、現場代理人の常駐規定を緩和する修繕等であるか否か伺います。 令和 年 月 日 会 社 名 代表者名	

上記（修繕／工事／委託）の現場代理人については、 ・常駐規定を緩和します。現場代理人を兼務する場合は、事前に兼務する（修繕／工事／委託）の内容及び連絡先を報告してください。 ・常駐規定を緩和しません。 令和 年 月 日 発注機関の長
--

様式 2

現場代理人の兼務届

公益財団法人埼玉県下水道公社
理事長 あて

修繕・工事・委託名			
修繕・工事・委託箇所			
現場代理人	氏 名		
	資 格		
現場代理人の連絡先		(緊急時連絡先)	
		(上記以外の連絡先)	

上記業務（修繕／工事／委託）の現場代理人は、下記（修繕／工事／委託）の（現場代理人／主任技術者〔専任・非専任〕／監理技術者〔専任・非専任〕／連絡員）と兼務します。
また、発注者が求めた場合には、現場に速やかに向かう等の対応を行います。

令和 年 月 日

受注者 住 所

氏 名

修繕・工事・委託の概要	修繕・工事・委託名	
	修繕・工事・委託箇所	
	発注機関名	
	連 絡 先	

修繕・工事・委託の概要	修繕・工事・委託名	
	修繕・工事・委託箇所	
	発注機関名	
	連 絡 先	

注) 現場代理人の(修繕・工事・委託)について、兼務が可能であることが確認できる書類(入札公告文又は現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書)を添付すること。